

社会福祉法人 美輪湖の家大津

役員等報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美輪湖の家大津（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）並びに評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬額の決定)

第2条 この法人の役員等の報酬額の総額の決定は下記に定める。

- 2 一会計年度の役員の報酬額の総額は、当会計年度の事業活動収入の3%以内とする。
- 3 評議員の報酬額の総額は定款第9条に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人職員を兼務し、社会福祉法人美輪湖の家大津給与規程に基づく職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、本規程に基づく役員報酬等を支給する。

(報酬等の支給)

第4条 法人の役員等には、次の通り報酬を支給する。

- 2 理事長、常勤理事の報酬は、評議員会にて決定する。
- 3 前項を除く役員等の報酬は、別表に定める額を支給する。

(支給方法)

第5条 役員等の報酬は、毎月25日に振込みにより本人に支払う。ただし、その日が銀行休業日の場合は、前日に繰り上げるものとする。

- 2 報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除し、支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が理事会、評議員会及び監事監査への出席等の法人業務を行う場合に発生する旅費等の費用については、その費用を弁償する。

- 2 前項における費用弁償額は、役員等の居住地がから往復20キロメートル未満の者は500円、20キロメートル以上の者は1,000円、20キロメートル以上かつ県外の者

は 2,000 円を支給する。ただし、県外の者で有料道路を使用した時、理事長が認めた場合に限り別途利用料金を支給する。

3 役員等が理事長の承認を受けて出張した場合、公共交通機関の実費額を支給する。

4 前項において理事長の承認を受けて自家用自動車（私有車）を使用した場合は 1 キロメートルにつき 20 円で算出した額を支給する。

（公表）

第 7 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は平成 24 年 6 月 24 日から施行する。

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は平成 30 年 1 月 26 日から施行する。

この規程は令和 2 年 3 月 27 日から施行する。

この規程は令和 3 年 12 月 15 日から施行する。

この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

(1) 理事長・常勤理事

役職名	報酬の額
理事長	役員への一会計年度の総額が、当会計年度の年間事業活動収入の3%を超えない範囲で評議員会にて決定した額
常勤理事	

(2) 理事

業 務 内 容	報酬の額
理事会等会議への出席	日額 5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 5,000 円

(3) 監事

業 務 内 容	報酬の額
監事監査・理事会・評議員会等会議への出席	日額 5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 5,000 円

(4) 評議員

業 務 内 容	報酬の額
評議員会議への出席	日額 5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 5,000 円

※評議員への合計年間報酬額の上限 36 万円 定款第 9 条（評議員の報酬等）より